

杉山農場

生産行程管理規定

杉山農場

生産行程管理者 杉山真章

平成 21 年 8 月改訂

1. J A S 有機農産物生産編

栽培管理基準

生産行程管理規定

作業マニュアル

調整マニュアル（格付規定）

糖精マニュアル

杉山農場栽培管理基準

平成21年8月 改定

生産行程管理者 杉山真章

項目	基準内容
土づくり	自家製または製造証明のある出来るだけ地元にある有機質資材を中心に作られた完熟堆肥や発酵鶏糞、米ぬか・くず大豆、オカラを使うことを基本とし、必要に応じて土地改良資材のグアノやマグネシウム肥料等を使用し、化学合成資材は一切使用しない。
種子	① 有機栽培圃場で栽培されたものを使用することを原則とする。 ② ただし、入手困難な場合は化学合成農薬で処理されていないものを使用する。 ③ 組み替えDNA技術を用いて生産されたものは使用しない。
種子の処理	① 種子選別と種子消毒は、比重選と温湯処理で行うか無処理のものを使う。 また、米の場合の温湯処理温度は60度とし、処理時間は基本7分とする。
育苗	① 育苗中の病害虫の防除は、農薬に頼らず床土の調整、温度管理や適正な作期の選択、ネットの使用等によって行う。 ② 4.5葉令以上で14～18センチの草丈の苗を目標に育苗する。
用水	① 用排水の区別がされていない地域や用水の汚染の進んでいるところでは、生産調整やビオトープを兼ねた浄化地等を設けるなどの工夫をする。
肥培管理	① 堆肥や発酵肥料、米ぬか・くず大豆等の身近な有機質資材を施用し、化学合成肥料は一切使用しない。 ② 別表1の資材の使用は①の方法で十分な生産力が得られない場合に限ることとする。
病害虫・雑草防除	① 丈夫な苗作りに努め、植栽本数を少なくし、日当たりや風通しをよくする。 コメテウの発生が見られた場合には、育苗期間中にネット等を張り絶対に水稻苗にコメテウの卵を産ませないように細心の注意を払うことで対処する ② 雑草の防除は冬期湛水や、早期湛水、秋代冬水、米ぬか・くず大豆の施用及び深水管理や生物多様性を実現することによる耕種的防除で行う。 ③ 病害虫や除草のために、禁止化学合成資材は一切使用しない。 ④ 畦畔の除草は刈り払い機等で行う。

緩衝地帯	<ul style="list-style-type: none"> ① 必要な緩衝地帯が不足している場合は、その不足分は別刈りすることとし、記録簿にその量を記録し証拠写真と共に報告する。 ② 空散実施地域にあたっては、事前に実施団体に散布の除外手続きをとり、飛散の有無は飛散板で確認する。 ③ ラジコンによる散布が予想される場合には事前に登録認定機関の一般社団法人民間稲作認証センター経由で実施が想定される地域の行政機関のすべてや、農協、共済組合等に連絡を行い、該当する圃場周辺の農薬使用によるドリフトのない状況とする。
生産に使用する機械・器具	<ul style="list-style-type: none"> ① 有機栽培圃場で使用する農機具は、使用禁止資材が混入しないよう使用前後の清掃を徹底する。

杉山農場生産行程管理規定

平成21年8月 改定

生産行程管理者 杉山真章

項目	規定内容
生産行程管理の方針	生物の多様性が実感できる圃場作りを積極的に行い、環境に優しい農業が一層進展することを目標とし、有機農業推進法や有機 JAS 法に基づいた生産管理を圃場にいるたくさんの生き物たちと協働して行う。
業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 生産行程管理者は JAS 法の定める有機認定講習会の修了者資格を有するもので、生産行程管理責任者と生産行程管理者及び格付け責任者をもうけ、有機栽培の生産から流通の一部までの業務を円滑に行う。 ② 生産行程管理者及び生産行程管理責任者及び格付け責任者は登録認定機関の開催する講習会を基本的には年1回受講する。
生産行程管理責任者	① 栽培基準に基づいて生産管理を行い、生産行程管理記録簿を作成する。
格付け責任者	<ul style="list-style-type: none"> ① 格付け規程に基づいて格付けを行うとともに、銘柄別出荷台帳・格付け記録簿にその数量を記帳する。 ② 前年度の格付け実績を4月30日までに登録認定機関の一般社団法人民間稲作認証センターに報告する。 ③ 不合格品が出た場合は、格下げ処理をするとともにその数量を所定の用紙に記録し、登録認定機関に報告する。
栽培管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ① JAS 法に基づいた「栽培管理基準」を作成し、必要に応じて見直しを行う。 ② 圃場内及び圃場周辺と機械倉庫、農産物を扱う施設内とその周辺（100m以内）は禁煙とし、命の糧を生産する環境の安全を守ることとし、杉山農場に来場する方たちへの周知徹底をはかる。
栽培計画	① 毎年、栽培の年間計画書をつくり、4月30日までに登録認定機関に提出する。
作業マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ① 栽培管理基準に基づいた作業マニュアルを作成し、これに基づいて生産管理を行う。 ② 生産管理において、JAS 法に適合しなくなった場合は速やかに登録認定機関に報告する。
格付け・表示	<ul style="list-style-type: none"> ① 格付け規程に基づいて格付け表示を行う。 ② 格付け後、JAS 法に適合しなくなった事由が発生した場合は速やかに登録認定機関に報告する。
検査・監査への対応	① 登録認定機関が実施する検査・監査には生産行程管理者及び格付け責任者が立会いこれに協力するが、栽培管理基準の②に協力できない検査及び監査実施者については、この立ち入りを拒否し、栽培管理基準の②に同意できるタバコを吸わない実施者への変更を求めるこ

	<p>ととする。</p> <p>② 指摘事項があった場合には、訂正措置を講ずるとともにその改善内容を書面で登録認定機関に報告する。</p>
記録の保存	① 生産行程管理記録、使用資材の購入伝票、銘柄別出荷台帳等は3年以上保存する。
規程の見直し	① 生産行程管理規定は必要に応じて見直しを行う。
外部委託	① 生産行程の一部を外部に委託する場合は、契約書を取り交わす。

杉山農場作業マニュアル

平成21年8月 改定
生産行程管理者 杉山真章

1. 農機具使用マニュアル

使用農機具	作業内容
使用する全ての農機具、機械	農機具・機械類を使用したときには、生産行程管理記録簿に使用機械名・清掃の実施状況を記帳する。
トラクター・田植機等	慣行栽培圃場から有機栽培圃場へ移動する場合には、土が付着する部分は水洗いし土・わら等を完全に除去する。
コンバイン	①刈り取りは、有機栽培圃場とそれ以外の圃場とに分けて行うこととし、刈り取り時期の見極めについては、出穂後の積算温度や年よっての登熟度合いを判断して管理者が決めることとする。 ②慣行栽培圃場の刈り取りを先に行った場合は脱穀部・もみ排出口など、もみが残る部分をよく清掃し、有機栽培米の最初の部分を犠牲米として 20 kg を処理する。また大型機械である汎用型コンバイン CA については 30kg を犠牲として格下げ処理する。

2. 乾燥・もみすり・格付け・精米等のマニュアル

作業	作業内容
乾燥・調整・袋詰め作業	① 乾燥・調整・もみすり作業は、有機米とそれ以外の米を分けて行う。 麦や大豆等については、有機栽培とそれ以外のものを分けて行う。 ② 慣行栽培農産物や特別栽培農産物の作業後に行う場合は昇降機など、前の農産物が残留している部分をよく清掃し、除去する。 ③ さらに有機栽培米のはじめの 20kg ほどは犠牲米として格下げ処理する。 米以外の有機栽培農産物(麦・大豆)についてもはじめの 20 kg を犠牲粒として格下げ処理する。
格付け	① もみすりした玄米は紙袋に入れ、生産行程管理記録簿と照合して、圃場番号やロット番号を記入しながら格付けを行う。
表示	① JAS マークを貼付し、使用した JAS マークの使用数や紙袋の数量を確認して台帳に記帳する。 ② JAS マーク・品質表示基準の表示・その他の表示が適正か確認する。 ③ 未検査米は品質表示基準の三点表示ができないので、第3者的立場の消費者には基本的に販売を行わないこととし、自家用米として使用する。
精米出荷の場合(精米)	① 格付けされた玄米は、有機栽培米とそれ以外の米を区別して精米ラインに流す。 ② その他農産物を先に精米した場合には、昇降機など残米処理の必要な箇所をよく清掃し、最初の 5kg 程度は犠牲米として格下げ処理をする。
保管	① 保管施設は常に清潔に保ち、出入り口の開閉は必要最小限にとどめる。 ② 清掃を徹底し、殺鼠剤や燻煙剤など化学合成農薬は使用しない。やむを得ず粘着板や忌避剤などを使用する場合は JAS 適合品であることを確認する。 ③ その他の農産物を同一施設に保管する場合は、基本的に有機栽培米であることが第3者にも識別できる袋に入っていることと有機栽培農産物であることがよくわかる表示農産物の入れ物に行い、置き場所をラベル等で表示し、はっきり分かるようにする。
小分け販売の場合(小分け表示)	① 有機米表示の小袋に小分けする場合は、表示区分に誤りがないか確認しながら行う。 ② 小分け作業が終わったなら JAS マークを貼付し、使用した JAS マークや小袋の数量を確認し、はっきり分かるように保管し帳簿に記帳する。 ③ 未検査米は品質表示基準の三点表示(産地・品種・産年)はできないので登録認定機関の独自表示ラベルを貼付する。
出荷	① 出荷に先だって、 JAS マーク・品質表示基準・その他の表示が適正か再確認する。 ② 出荷数量等を銘柄別出荷台帳に記帳する。

杉山農場有機栽培農産物格付規程

平成21年8月 改定

格付責任者 杉山弘子

項目	規定内容
格付け前の準備	<ol style="list-style-type: none">① 収穫及び収穫後の乾燥・もみすり・格付け・調整等の作業計画を立てる。② 生産行程管理記録を事前にチェックしておき、格付け記録簿等を準備しておく。
格付け・表示	<ol style="list-style-type: none">① 米の場合は乾燥、粳すり作業及び調整作業や色彩選別作業等を行い杉山農場格付責任者の納得の行く品質基準に達した場合に袋詰めを行うこととし、袋の品質等も確認しながら表示区分を的確に格付けをする。麦や大豆等についても実需者との打ち合わせによりの確な調整作業の後に格付責任者が品質及び表示区分を的確に確認しなから格付を行う② 紙袋に圃場番号・ロット番号を記入したシールを貼り付ける。③ 格付け区分は有機栽培米、有機栽培米（転換期間中）の2区分とし、圃場及び乾燥、調整のロット毎の記録と照合が出来る記録を作成する。
表示の確認	<ol style="list-style-type: none">① 袋の表示が適正であるか確認する。
JAS マークの貼付と管理	<ol style="list-style-type: none">① 適合品に JAS マークを貼付する。② JAS マークの使用枚数と残数を確認し、記録簿に記帳する。③ JAS マークは鍵のかかる入れ物に入れて管理する。
不適合米の取り扱い及び処理	<ol style="list-style-type: none">① JAS 規格に適合しなかった米は格下げ処理をする。② 格下げ処理された米の数量は、不合格品処理報告書に記入し理由を付記してその写しを提出する。
格付け実績の報告	<ol style="list-style-type: none">① 前年度の格付け実績は、格付け実績報告書にとりまとめて、4月30日までに登録認定機関の一般社団法人民間稲作認証センターに報告する。